

令和5年12月20日  
地域行政部  
住民記録・戸籍課

議会の委任による専決処分の報告  
(損害賠償請求事件に係る和解)

住民票の除票の写しの郵送請求に関して区が提訴された損害賠償請求事件の和解について、下記のとおり報告する。

1 訴訟事件名

令和5年(行ウ)第405号 除票交付請求却下処分取消等請求事件  
令和5年(行ウ)第411号 訴えの追加的併合請求事件(国家賠償請求事件)

2 和解当事者

原告 [REDACTED]  
被告 世田谷区

3 和解及び専決処分の内容

(1) 和解の内容(和解条項)

- ①被告は、世田谷区長が原告から令和5年3月27日付けでされた住民票の除票の写しの交付請求を拒否したことは違法な対応であったことを認め、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がなくても、除票の記載事項を利用する正当な理由があれば、第三者は除票の写しの交付を受けることができることを踏まえ、ここに、住民票等の交付事務について、今後、一層の適正さを期するよう努めることを表明する。
- ②原告は、被告による上記①の表明を受け、本訴を提起した所期の目標を達したも  
のとして、本訴全部を取り下げる。
- ③原告及び被告は、本件に関し、両者間に何らの債権債務がないことを相互に確認  
する。
- ④訴訟費用は各自の負担とする。

(2) 専決処分の内容

令和5年(行ウ)第411号について、上記、和解条項のとおり和解に応じると  
ともに、専決処分する。なお、令和5年(行ウ)第405号については、地方自治法  
第96条第1項第12号の規定により議会報告の対象外となるが、2件合わせての  
和解となるため、一緒に報告する。

4 専決処分日 令和5年12月13日

5 和解日 令和5年12月18日